



えどがわ 区労連ニュース

発行

江戸川区労働組合総連合

 江戸川区中央3-23-1
 TEL 3656-5577
 FAX 3656-5654

第96回中央メーデー

5月1日(木)第96回中央メーデーが、代々木公園で開かれ、主催者発表で1万4000人が参加しました。

全労連の秋山正臣議長は「私たちの闘いが労働者の処遇改善、大幅賃上げが必要だとの世論を作り上げてきた。しかし、コメをはじめとする食料品の高騰による物価高は私たちの生活に大きな影響を与えている。軍拡よりも国民のいのちと暮らし、教育に財政を振り向けるよう求めよう」と述べました。

このあと、実質賃金の低下が続いているとして、物価上昇分を上げる大幅な賃上げで生活の改善を図ることや、あらゆるハラスメントをなくしジェンダー平等の視点で格差の是正を目指すこと、それに、中小企業と農家の支援で日本経済の回復を目指すなどとするメーデー宣言を採択しました。

宣言には、戦後80年のことはトランプ政権の関税措置で世界経済の不透明感が極度に高まっているとして、平和の実現に向けて世界の働く仲間と連帯を



強化することも盛り込まれました。

国立病院の50代の看護師の女性は「もっとと患者に寄り添いたいけど人手不足で時間に追われてできない状況です。物価も上がって生活を圧迫しています。人が来ないのは賃金が上がらないからという面があり、賃金を上げてよい医療を行いたいです」と話していました。

出席した共産党の田村委員長は「物価高から暮らしを守り、政治を変える戦いを呼びかけたい。中小企業を直接支援して大幅な賃上げを行うほか、消費税は5%への減税から廃止を目指し、インボイスをきっぱり廃止する。税金はもうかつての大企業や富裕層に充分の負担を求め、消費税は直ちに減税をという声を大きく広げていく」と訴えました。

その後、江戸川は代々木コースを元気にデモ行進いたしました。

あなたが裁判官!

区労連とCU江戸川(パワハラをなくす会)の合同学習会を、本年7月27日(日)午後2時より江戸川教育会館に於いて開催いたします。今回は、参加者一人一人が裁判官の立場になってもらい、事件(パワハラを受けて損害賠償を請求)を検証して、最終的にジャッジをしてもらいます。青年たちから、「模擬体験する学習会を」とのリクエストを受けて、今回はパワハラ問題を裁判官の立場で判断してもらう企画ですので、是非ご参加ください。

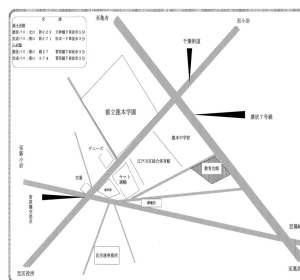
2025年江戸川区労連・CU江戸川支部学習会

日時 7月27日(日) 午後2時00分開始
 会場 都教組江戸川支部会館2階会議室
 アクセス: 都バス新小29葛西駅行き「天神橋」下車徒歩5分



2025年パワハラ学習会
 「あなたが江戸川地裁の裁判官です!」
 進行役: 三枝 繁一
 (区労連事務局長)

※パワハラ事件を一人一人が裁判官になってジャッジしてもらい、検証していきます。



主催 江戸川区労連・CU江戸川支部

連絡先: 江戸川区労連
 (電話) 3656-5577

労働相談・紛争・争議

【汐夢想建】

検察審査会に不起訴処分不服申立てを行いました。が、未だ結果が出ていません。

【社会福祉法人つばき土の会】

昼休憩も取得するようにパーテーションを設置すると法人は回答してましたが、未だ設置させない状況です。従って現在も職員は休憩が取れない状況が続いています。今後も休憩時間に就業している時間を割り出して、法人に対して支払を求めたいきます。

【SCJ(株)】

管理者として就労していたYさんが、サービス管理者取得の為、4月1日に埼玉県志木に異動となりました。今後も法人所有の動物取り扱い等(譲渡)の問題がありますので注視していきます。

【株ヴィオラ】

4月7日(月)に錦糸町の貸会議室で第1回団体交渉を開催いたしました。会社側は、常務、業務課長、人事総務課長と代理人弁護士2名が出席しました。会社側の3名は名刺交換も行わない状態でしたので、三枝事務局長が「名刺をください」と言ったところ、常務が代理人弁護士に「良いんですか?」と代理人弁護士から許可されてから名刺を差し出す異常な状況でした。組合から当該(Aさん)の労働契約内容を確認して、疑義があるところを指摘していききました。Aさんは職場に復帰する考えはないので、退職前提の包括的解決を求め要求を行いました。その後代理人弁護士から「社長は職場復帰を望んでいる。解雇等をしていないので、解決金の支払は考えられない。」と

の回答でした。しかし、Aさんは退職勧奨を何回も受けていると主張していますので「労使関係が破綻している状態での就労は、問題が大きくなる」と組合は主張して、退職前提の交渉を行いました。代理人弁護士から組合からの要求を応諾するとの回答が到達いたしましたので、4月30日の合意退職で妥結し、全面解決いたしました。

【地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター】

4月10日(木)東京都立産業技術研究センター会議室(江東区青海)で団体交渉を開催いたしました。法人側は、総務課長、総務係長、人事係長3名が出席しました。法人が当該(Kさん)に対して有給休暇を付与しなかった(全労働日の8割を満たさなかったという理由)ことを訂正し、「有給休暇を16日付与いたします。手違いでしたのでお詫びします。」とのことでした。Kさんの相談内容はこれで解決ですが、組合は契約期間5年満了の雇止についても、「当初より5年を超える契約はしないとする労働契約について疑義がある。その様な契約について司法の場で一定の判断を求めて行くことを考えている。」と主張して包括的な解決を求め、5月15日限り回答書を到達させることになりました。

【社会福祉法人東京母子愛育会】

3月31日(月)団体交渉申し入れ書を保育園に送達したところ、4月4日代理人弁護士から「受任通知」が到達しました。組合から代理人弁護士に「連絡書」を送付して、残業代請求に伴う請求権時効(3年間)に対し、組合の主張を行います。団体交渉は、5月12日(月)午後3時から開催されます。

当面の活動

- 5/ 8 (木) CU江戸川15周年レセプション
9 (金) 区労連事務局会議
13 (火) 江戸川社保協事務局会議
労働関係相談センターオルグ会議
CU江戸川支部執行委員会
14 (水) 区労連第9回幹事会
25 (日) 江戸川社保協第29回総会
26 (月) 江戸川社保協怒りの宣伝・西葛西駅
28 (水) 東部ブロック会議・江東区労連
31 (土) 地域ユニオン交流集会
6/ 6 (金) 区労連事務局会議
11 (水) 区労連第10回幹事会

納税者の権利擁護税務行政の
民主化をめざす!

東部会計江戸川事務所

〒133-0065

東京都江戸川区南篠崎町3丁目27番5号

I BM3 番町ビル

T E L 03 (3698) 8000

F A X 03 (3698) 8008